第四次地域管理経営計画書 (宮城北部森林計画区)

自 平成26年4月1日

計画期間

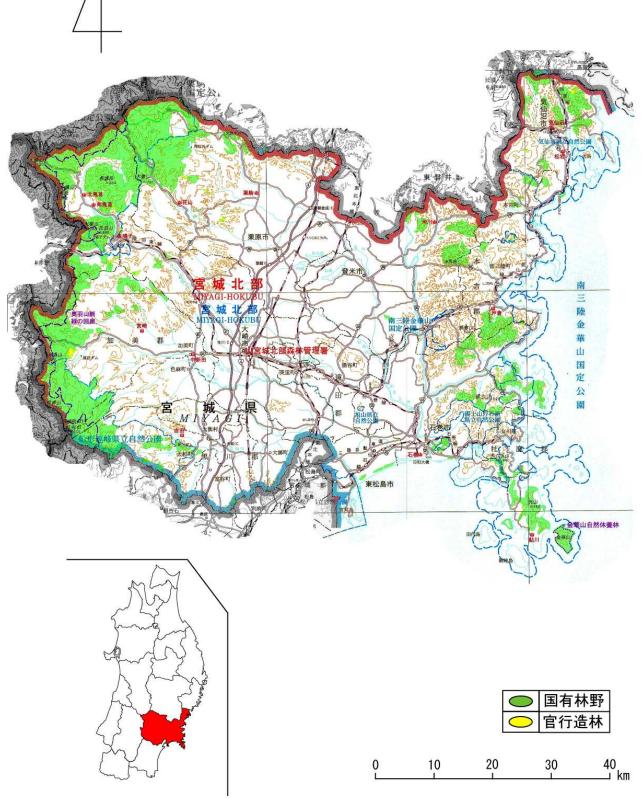
至 平成31年3月31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を計画期間とする宮城北部森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

宮坎

宮城北部森林計画区の位置図



| は | じめに | <u>:</u> · · | |
|---|-----|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 国右 | 林斯 | の管理経営に関する基本的な事項 |
| _ | (1) | | 有林野の管理経営の基本方針 |
| | (1) | 森 | The Art of the Art |
| | (2) | | |
| | Ŭ | | 計画区内の国有林野の現況 |
| | | 1 | |
| | | | (ア) 伐採量 |
| | | | (イ) 更新量 |
| | | | (ウ) 保育量 |
| | | | (エ) 林道の開設及び改良 |
| | | | (オ) 保護林・緑の回廊 |
| | 3 | 持 | 接続可能な森林経営の実施方向 ·······5 |
| | | ア | 生物多様性の保全 |
| | | イ | 森林生態系の生産力の維持 |
| | | ウ | 森林生態系の健全性と活力の維持 |
| | | エ | 土壌及び水資源の保全と維持 |
| | | 才 | 地球的炭素循環への森林の寄与の維持 |
| | | 力 | 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進 |
| | | キ | 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組 |
| | 4 | - | て策課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 |
| | (2) | 機 | 能類型に応じた管理経営に関する事項9 |
| | 1 | 機 | 能類型ごとの管理経営の方向9 |
| | | ア | 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する |
| | | | 事項 |
| | | | (ア) 土砂流出・崩壊防備エリア |
| | | | (イ) 気象害防備エリア |
| | | 1 | |
| | | ウ | 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する |
| | | | 事項 |
| | | 工 | 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する |
| | | , | 事項 |
| | | | 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項 |
| | 2 | | 1域ごとの機能類型の方向 ···································· |
| | | | 気仙沼・唐桑・本吉地区 (301~355林班) |
| | | イ 山 | 志津川地区 (360~381林班) |
| | | ウェ | 金華山地区(502~509林班) |
| | | 工 | 牡鹿半島地区(510~540林班) |
| | | オ カ | 北上川河口地区(550~597、649林班) 米川地区(621~648、650、652、653林班) |

| | # | · 石巻海岸地区(541~549林班) |
|---|-----|------------------------------------------------|
| | Ź | ア 栗駒・花山地区(1~60林班) |
| | ク | 鬼首地区(101~162、286~289林班) |
| | Ξ | · 田川地区(201~207、209、210、277~282林班) |
| | + | · 船形地区(208、211~275、285林班) |
| | (3) | 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項14 |
| | 1 | 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及 ・・・・・・・・・14 |
| | 2 | 林業事業体の育成15 |
| | 3 | 民有林と連携した施業の推進15 |
| | 4 | 森林・林業技術者等の育成15 |
| | (5) | 林業の低コスト化等に向けた技術開発15 |
| | 6 | その他 |
| | (4) | 主要事業の実施に関する事項16 |
| | 1 | 伐採総量16 |
| | 2 | 更新総量16 |
| | 3 | 保育総量16 |
| | 4 | 林道の開設及び改良の総量17 |
| | (5) | その他必要な事項17 |
| | 1 | 地球温暖化防止対策の推進17 |
| | 2 | 生物多様性の保全17 |
| 2 | 国有标 | ド野の維持及び保存に関する事項 |
| | (1) | 巡視に関する事項17 |
| | 1 | 山火事防止等の森林保全巡視17 |
| | 2 | 境界の保全管理 |
| | (2) | 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項18 |
| | (3) | 特に保護を図るべき森林に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・18 |
| | 1 | 保護林18 |
| | 2 | 緑の回廊 ······19 |
| | (4) | その他必要な事項19 |
| | 1 | 渓畔周辺の取扱い19 |
| | 2 | 希少な野生動植物の保護19 |
| | 3 | 野生動物との共生及び被害対策19 |
| | 4 | その他20 |
| 3 | 林産物 | の供給に関する事項 |
| | (1) | ・ |
| | (2) | その他必要な事項20 |
| | 1 | 木材利用の推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 20 |
| | 2 | きのこ原木の安定供給に向けた取組20 |
| | | |

| | (1) | 国有林野の活用の推進方針20 |
|---|-----|----------------------------------------------------------|
| | (2) | 国有林野の活用の具体的手法21 |
| 5 | 公衆 | の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に |
| | 供する | 施設及び森林の整備に関する基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 6 | 公益 | 的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備 |
| | 及び保 | 全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項21 |
| | (1) | 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針21 |
| | (2) | 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる |
| | | 民有林野の整備及び保全に関する事項21 |
| 7 | 国民 | の参加による森林の整備に関する事項 |
| | (1) | 国民参加の森林に関する事項22 |
| | (2) | 分収林に関する事項22 |
| | (3) | その他必要な事項23 |
| | 1 | 森林環境教育の推進23 |
| | 2 | 森林の整備・保全等への国民参加23 |
| | 3 | 地域に根ざした自主的な取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・23 |
| | 4 | 双方向の情報受発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23 |
| 8 | その | 他国有林野の管理経営に関し必要な事項 |
| | (1) | 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項・・・・・・・・・・・・23 |
| | (2) | 地域の振興に関する事項23 |
| | (3) | その他必要な事項24 |
| | 国有材 | ぶの機能類型別森林分布図・別表1~6 ···················25~26 |

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進し、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきた。

このような中で、森林に対する国民の要請は国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化してきており、特に国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなっている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

さらに、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(以下、東日本大震災)からの本格的な復旧・復興に向けては、復興ニーズや民有林材の動向等に応じた木材の機動的な供給や復興用材をいつでも供給し得る体制の整備に取り組んでいく必要がある。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、東北森林管理局においては、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請 と期待を踏まえつつ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源 を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、第三次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の宮城北部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた第四次計画である。

今後、宮城北部森林計画区における国有林野の管理経営は、関係行政機関と連携を図りつつ、 地域の理解と協力を得ながら、平成26年4月1日を始期として策定した本計画に基づき適切に 行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、宮城北部森林計画区内の国有林野70,413haである。

本森林計画区は西部に奥羽山脈の山岳地帯、東部に北上山地の丘陵地帯の二つの地帯に挟まれた平野部の中央に位置しており、奥羽山脈に源を発する迫川、江合川が東流して北上川に合流し、北上川は南下して太平洋に注いでいる。また、同じく奥羽山脈に源を発する鳴瀬川は東流して石巻湾に注いでいる。

林況は、林地面積の61%がブナを主とする天然林、39%が主にスギ、アカマツを主とする人工林である。

当計画区内は、優れた景観と自然環境を有する地域が多く、内陸部においては原生的な天然林等を維持・保全するため「栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域」を設定しているほか「栗駒国定公園」、「船形山連峰県立自然公園」等に指定されている。また、海岸部は複雑な海岸線からなる優れた景観が多いことから、「南三陸金華山国定公園」、「気仙沼県立自然公園」等に指定されている。これらの地域は温泉や景勝地など観光資源に恵まれており、登山、散策等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されている。

一方で、「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震」(以下、岩手・宮城内陸地震)の発生により、内陸部を中心に大規模な山地災害が発生するなど大きな被害を受けた。また、平成23年発生の東日本大震災により「赤崎海岸クロマツ林木遺伝資源保存林」が水没するなど、管内の海岸国有林は甚大な被害を受けた。現在、これらの震災復旧作業が着実に進められているところである。

このような当計画区の特色を踏まえ、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、震災からの復旧・復興への貢献を念頭に、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成25年11月時点)としては、人工林を中心とする育成林が29,588ha(育成単層林25,164ha、育成複層林4,424ha)、天然生林が35,846haとなっており、主な樹種としては針葉樹では、スギ3,120千m3、アカマツ1,286千m3、カラマツ250千m3、広葉樹ではブナ3,805千m3、ナラ類163千m3となっている。また、林相別では、針葉樹林17千ha、針広混交林11千ha、広葉樹林37千haとなっている。

人工林の齢級構成では、7齢級から11齢級が約7割を占め、13齢級以上の高齢級林 分は約1割となっている。

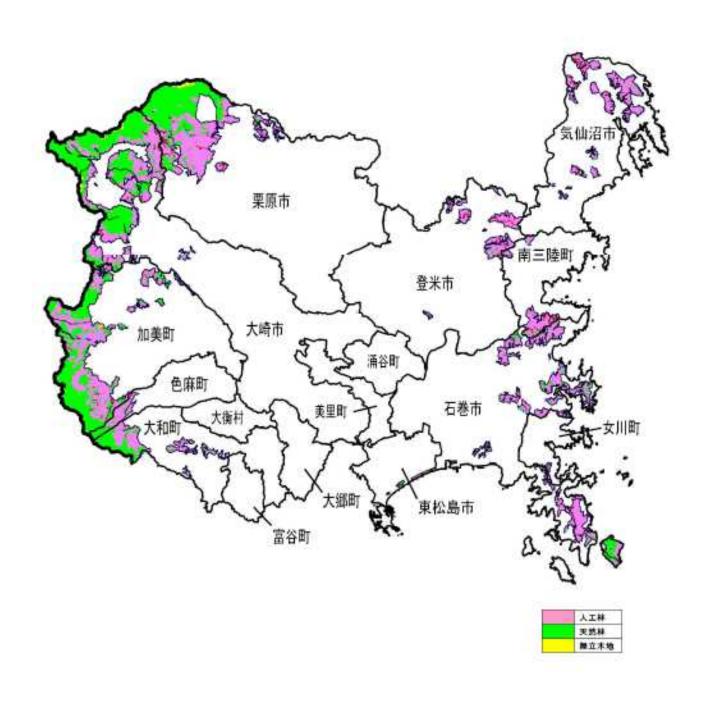


図-1 市町村別人工林、天然林別森林分布図

イ 主要事業の実績

第三次計画(平成21年度~平成25年度)における当計画区での計画に対する実績は次のとおりとなっている。

(ア) 伐採量

主伐の伐採量については、分収林の契約相手の意向による繰り上げ伐採などにより、計画を上回る実績となった。

間伐の伐採量については、地球温暖化防止対策に資するための間伐等の森林整備を積極的に推進したが、計画を下回る実績となった。

(単位: 材積 千m3)

| | 計画 | | | \$ 11x | 実績 |
|-----|-----|-------------------|-------|--------|-------------------|
| | 主伐 | 間伐 | 臨時伐採量 | 主伐 | 間伐 |
| 伐採量 | 115 | 403 (5, 469ha) | 133 | 181 | 307 (3, 595ha) |

- 注1) () は間伐面積である。
- 注2) 実績の数値は、平成21年度~平成24年度の実績に平成25年度の見込みを加えた数値である。
- 注3) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量 を見込むことが困難なもので集計上、主伐・間伐に整理している。

(イ) 更新量

人工造林については、皆伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、平成23年 に発生した東日本大震災の影響等による立木販売箇所の搬出期間の延長に伴い、更 新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画をやや下回る実績となった。

天然更新については、概ね計画どおりの実績となった。

(単位:面積ha)

| | 計画 | | 実績 | |
|-----|--------------|----|------|------|
| | 人工造林 天然更新 | | 人工造林 | 天然更新 |
| 更新量 | | | | |
| | 380 | 19 | 308 | 17 |

注)実績の数値は、平成21年度~24年度の実績に平成25年度の見込みを加えた数値である。

(ウ) 保育量

下刈及びつる切・除伐については、概ね計画どおりの実績となった。

(単位:面積ha)

| | 計 | 画 | 実 | 績 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| | 下刈 | つる切・除伐 | 下刈 | つる切・除伐 |
| 保育量 | 1, 979 | 324 | 1, 967 | 323 |

注) 実績の数値は、平成21年度~24年度の実績に平成25年度の見込みを加えた数値である。

(エ) 林道の開設及び改良

林道の開設については、豪雨等の自然災害により、当初見込まれていなかった災害箇所の拡張(改良)に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、当初見込まれていなかった災害への対応等により計画を 上回る実績となった。

| | 区分 | | 計画 | 実績 |
|---|----|----------|-------|------|
| 開 | 設 | 路線数 | 25 | 9 |
| | | 延長量 (km) | 44. 6 | 18.4 |
| 改 | 良 | 路線数 | 2 | 32 |
| | | 延長量 (km) | 0. 1 | 9.9 |

注)実績の数値は、平成21年度~24年度の実績に平成25年度の見込みを加えた数値である。

(オ) 保護林・緑の回廊

保護林については、地元から自然環境の保護について要請を受け「商人沼植物群落保護林」を、また、栗原市から「千年クロベ」の保護について要請があり「栗原千年クロベ植物群落保護林」を設定するほか、「船形山植物群落保護林」を拡大することとする。また、東日本大震災の甚大な被害を受けた「赤崎海岸クロマツ林木遺伝資源保存林」については、津波により立木が流失し保護林全体が水没しており機能回復が見見込めないことから保護林としての設定を解除することとする。

緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はない。

(単位:面積 ha)

| | 前計画期首 | | 前計画期末 | |
|-----|-------|--------|-------|--------|
| | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 |
| 保護林 | 12 | 6, 153 | 13 | 6, 475 |

(単位:延長 km、面積 ha)

| | 前計画期首 | | 前計画期末 | |
|------|-------|---------|-------|---------|
| | 延長 | 面積 | 延長 | 面積 |
| 緑の回廊 | 73 | 10, 145 | 73 | 10, 143 |

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代と

ともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス※1に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林 相の森林を整備・保全していくとともに、希少な野生動植物が生育・生息する森林に ついて適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- 人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- 保護林及び緑の回廊の保全・管理
- ・ 保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・ 希少野生動植物が生息・生育する区域における施業時期及び施業方法への配慮
- ・ 渓畔周辺の本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性確保に配慮し た施業の実施

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施 と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した 木材の生産を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・ 主伐後の的確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- 計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備
- ・ コンテナ苗の導入による低コスト造林に向けた取組

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森 林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ 松くい虫・ナラ枯れ被害等森林病虫害の監視強化及び早期発見・防除

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨や融雪等に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、 必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受け た森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮、尾根筋 や渓流沿い等での森林の存置を行う。 関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・ 尾根筋や渓流沿い等における皆伐の回避
- 伐採跡地の的確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- 多様な根系の形成を促す複層林施業などの多様な森林づくりの推進

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の吸収源となる森林の健全性を維持するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行う。また、木材の二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を発揮させるため木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 利用間伐等、計画的な木材生産

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な 発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確 保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- 「遊々の森」等の国有林を森林づくり活動のフィールドとして国民に提供
- ・ 自然観察教育林等のレクリエーションの森の利用促進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア〜カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、 国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実 施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて 森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- 地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会開催による意見聴取
- ホームページの充実による情報発信
- 保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査の継続実施
- ・ 森林現況の着実な把握
- ※1 「モントリオールプロセス」とは、1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12ヵ国が参加しており、2007年(平成19年)1月

より、我が国が事務局となっている。

④ 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給、民有林との連携等、地域から求められる国有林野への期待に応えるため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

| 視点 | 主な取組目標 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森林の公益的機能の発揮 | 【生物多様性の保全】 「栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域」などの保護林については適切な保護を図るとともに、モニタリング調査を実施する。また、「奥羽山脈緑の回廊」等については針広混交林に誘導するための伐き切り等を実施する。 【森林吸収源対策の推進】 森林吸収源対策については吸収量確保のため、間伐、除伐等の森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組む。 【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】 人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、計画的に治山事業を実施する。 |
| 地域の林業・木材産業への貢献 | 【木材の安定供給】 スギ・カラマツを中心とした木材を安定的に供給するために、効果的かつ効率的な伐採や路網整備を実施し、低コスト化に向けた取組を推進する。 【民国連携した森林整備の実施】 民有林と国有林が混在している地域において、民・国が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地を設定し、連携した森林施業を推進する。 |
| 「鬼民の森林」としての国有林の活用 | 【国民参加の森林づくり】 「レクリエーションの森」として設定された「金華山自然休養林」、「船形山自然観察教育林」、「鬼首野外スポーツ地域」及び「鳴子野外スポーツ地域」については、引き続き森林レクリエーションの場として利用促進を図る。 さらに近年、森林・林業に関するボランティアによる取り組みが広まりをみせていることから、森林ボランティアを募り、森林パトロール、森林環境美化運動等を積極的に実施していく。 なお、「矢本自然観察教育林」については東日本大震災により立木及び施設等が流失していることから、今後の取扱いについて関係機関(宮城県)と調整していくこととする。 |
| 東日本大震災 | 【国民の期待に応じた林産物の供給】 |

に関する復旧 ・復興支援策 の検討 原発事故によりきのこ原木用資材の供給依頼が高まることが見込まれることから、ニーズに即応できる林分の育成・確保に努める。

【緊急時に必要な路網の設定】

災害発生時の避難路や迂回路及び緊急用資材の運搬路等に活用できる 循環型の路網について、特に民有林との連携を図りながら設定を行う。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行うものとする。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、当計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化や地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していく。

公益的機能別施業森林 機能類型 土砂流出· 山地災害防止機能/土壌保 崩壊防備エリア 山地災害防止 全機能維持増進森林 タイプ 快適環境形成機能維持増進森林 (対象区域:別表1) 気象害防備エリア (対象区域:別表2) 山地災害防止機能/土壌保全 保健機能維持増進森林 機能維持増進森林 自然維持タイプ (対象区域:別表3) (対象区域:別表4) 水源涵養機能 山地災害防止機能/土壌保全 保健機能維持増進森林 機能維持増進森林 森林空間利用タイプ 維持増進森林 (対象区域:別表5) (対象区域:別表6) (立地条件により除外 する場合もある。) 快適環境形成タイプ 快適環境形成機能維持増進森林 水源涵養タイプ

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する 事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害 防備エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深く発達し、 適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘 導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生 しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される 森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

山地災害防止タイプの面積

(単位:ha)

| 区分 | 山地災害防止タイプ | うち、土砂流出・崩壊 防備エリア | うち、気象害防備 エリア |
|----|-----------|---------------------|-----------------|
| 面積 | 11,862 | 11,808 | 54 |

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、希少な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源の保存 に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図る。

自然維持タイプの面積

(単位:ha)

| | | _ |
|----|---------|--------|
| 区分 | 自然維持タイプ | うち、保護林 |
| 面積 | 14, 723 | 6, 475 |

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する 事項

森林空間利用タイプは、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を 行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の 整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者ニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にある地区や今後の維持管理等が見通し難い地区については、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図る。

森林空間利用タイプの面積

(単位: ha)

| | | _ |
|-----|-----------|---------------|
| 区 分 | 森林空間利用タイプ | うち、レクリエーションの森 |
| 面積 | 9, 482 | 2, 368 |

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する 事項

快適環境形成タイプは、騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象災害防止等、 地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗 性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するため に必要な管理経営を行う。

快適環境形成タイプの面積 (単位: ha)

| 区分 | 快適環境形成タイプ |
|----|-----------|
| 面積 | 該当なし |

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項 水源涵養タイプは、良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能 力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導し又はこれを維 持するために必要な管理経営を行う。

水源涵養タイプの面積 (単位:ha)

| 区分 | 水源涵養タイプ |
|----|---------|
| 面積 | 34, 346 |

② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 気仙沼・唐桑・本吉地区 (301~355林班)

当地区は、気仙沼市に所在する丘陵林で、大部分がスギ、アカマツの人工林からなっている。当地区の下流には、住宅地、農耕地があり、洪水緩和や水質保全など水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ(土砂流出・崩壊防備エリア)」に区分して間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

イ 志津川地区 (360~381林班)

当地区は、南三陸町に所在する丘陵林で、一部にアカマツ、コナラ等の天然林が見られるが大半はスギ、アカマツ等の人工林で占められている。当地区の下流には、住宅地、農耕地があり、洪水緩和や水質保全など水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

ウ 金華山地区 (502~509林班)

当地区は、鮎川沖の金華山に位置し、一部にアカマツ等の人工林が見られるものの大部分はアカマツ、モミ、ブナ、カヤ、ケヤキ等の天然林に覆われている。優れた景観を有するため、その全域を「金華山自然観察教育林」に設定しているとともに、「南三陸金華山国定公園」の特別保護地区及び特別地域に指定されている。さらに風致保安林にも指定され、人の入り込みも多いことから、自然環境保全等保健文化機能を発揮させるため、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

工 牡鹿半島地区(510~540林班)

当地区は、牡鹿半島の丘陵林で、その大部分をスギ、アカマツ等の人工林が占めている。この地区の大部分は、「南三陸金華山国定公園」に指定されており、自然環境保全及び保健文化機能を発揮させるべき箇所については、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

才 北上川河口地区(550~597、649林班)

当地区は、北上川の河口部と雄勝地区に位置する丘陵林で、その大部分がスギ、アカマツ等の人工林が占めている。当地区の下流域には集落地が多く、北上川が市街地に注ぎ、更に、雄勝湾等沿岸漁業を行っている数カ所の湾に至ることから、洪水緩和や水質保全など水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」(土砂流出・崩壊防備エリア)に区分して管理経営を行うこととする。

また、「南三陸金華山国定公園」と「硯上山万石浦県立自然公園」に指定されている 箇所については自然環境保全機能を発揮させるため、希少な猛禽類の繁殖地として国の 史跡名勝天然記念物に指定されている箇所についてはその保護を図るため、「自然維持 タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

力 米川地区 (621~648、650、652、653林班)

当地区は、北上川の最下流域に位置する丘陵林で、その大部分をスギ、アカマツ等の人工林が占めている。当地区の下流域には、多くの集落地が接近しており、洪水緩和や水質保全など水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ(土砂流出・崩壊防備エリア)」に区分して間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

キ 石巻海岸地区 (541~549林班)

当地区は、石巻湾周辺に位置する砂丘林及び丘陵林で、砂丘林はクロマツ天然林、丘陵林はアカマツを主とする人工林からなっている。当地区は、石巻市街地に近く、大半が潮害防備保安林に指定しており、東日本大震災においては市街地への津波被害を軽減させる等でその機能を発揮したが、海岸林は壊滅的な被害を受けた。現在は、治山工事等により復旧工事が行われている。当該地区の森林は、生活環境機能を復旧させるため、主として「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ(気象害防備エリア)」に区分して管理経営を行うこととする。

また、矢本海岸地域には「矢本自然観察教育林」を設定し、石巻市民をはじめ広く県民の憩いの場として利用されていたが、同じく東日本大震災により壊滅的な被害を受けた。現在は、治山工事等により復旧工事が行われている。保健文化機能を復帰させるため、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ク 栗駒・花山地区(1~60林班)

当地区は、奥羽山脈の栗駒山の南東斜面に位置する山岳林が主体であり、当地区の上部、山頂付近はハイマツが生育する高山帯、標高が低くなるにしたがってミネカエデ、ミヤマナラ等の亜高山帯、ブナを主とする山地帯へと移行している。当地区の上部は、「栗駒国定公園」の中核的な部分であるとともに、原生的な自然環境の保護等のため「栗駒山・栃ケ森山周辺森林生態系保護地域」として設定しており、自然環境保全機能及び保健文化機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。また、当地区の下部は、集落地に接しているとともに、荒砥沢ダム・栗駒ダム及び花山ダムの集水域となっており、洪水緩和や水質保全など水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ(土砂流出・崩壊防備エリア)」に区分して間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

なお、平成20年岩手・宮城内陸地震により発生した山地被害については、治山事業や 林道事業などを積極的に実施し、早期の復旧を図ることとする。

ケ 鬼首地区 (101~162、286~289林班)

当地区は、荒雄岳を中心に、須金岳、軍沢岳、大柴山等の山々が馬蹄形に広がるカルデラ地形の山岳林で、上部は、ミネカエデ及びミヤマナラ等の亜高山帯とブナを主とする天然林からなり、下部は、ブナ等の天然林及びスギ、カラマツ等の人工林となっている。

当地区の大部分が「栗駒国定公園」に指定され、江合川(荒雄川)上流部は特別地域など特に自然環境の維持が期待されている。

また、「鬼首野外スポーツ地域」、「鳴子野外スポーツ地域」はスキー場として広く 利用されているなど、保健文化機能の発揮が期待されていることから、主として「森林 空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

これ以外の地域は火山地帯特有の脆弱な地質が多く、山麓周辺には集落地や温泉地等が接近しており、大谷川流域では、JR陸羽東線、国道47号線及び集落地が接近していることから山地災害防止機能及び水源涵養機能を発揮させるため、「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ(土砂流出・崩壊防備エリア)」に区分して間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

コ 田川地区 (201~207、209、210、277~282林班)

当地区は、鳴瀬川支流の田川水系の源流部、東峠、住吉森、越後尻の東側斜面に広がる山岳林で、大部分がブナを主とする天然林及びスギ、カラマツ等の人工林となっている。当地区の下流域には集落地や農耕地等があることから、大部分が水源かん養保安林と土砂流出防備保安林に指定しており、山地災害防止機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ(土砂流出・崩壊防備エリア)」に区分して間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

サ 船形地区 (208、211~275、285林班)

当地区は、船形連峰の翁峠、船形山、北泉ケ岳の北東斜面に位置する山岳林で、上部は、ミネカエデ及びミヤマナラ等の亜高山帯及びブナを主とする原生的な天然林が広がっており、山麓部は、スギ、カラマツ等の人工林及びブナを主とする広葉樹の天然林からなっている。

当地区は、ほぼ全域が「船形連峰県立自然公園」の指定地となっており、特に、船形山を含む稜線周辺は特別地域で公園の中核的な存在となっている。また、稜線付近の天然記念物の指定を受けている箇所を保護林に設定しているほか、国道347号線沿いに位置する県立自然公園外の筒砂子沢上流部は、自然景観の維持が期待されていることから、自然環境保全機能及び保健文化機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

それ以外の地域は、下流域に集落地があり、その水源として期待されていることから大部分を水源かん養保安林に指定しており、主として「水源涵養タイプ」、「山地災害防止タイプ(土砂流出・崩壊防備エリア)」に区分して間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、宮城北部流域森林・林業活性化協議会等において地域における課題やニーズの把握に努めるとともに、県、市町村、森林組合、林業事業体等と密接な連携を図りながら、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

具体的には以下に掲げる事項に重点的に取り組むこととする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

高性能林業機械等の利用と低コスト路網の整備等による効率的・効果的な施業や列状間 伐等の実施により、地形等諸条件に適合した林業機械の組合せと生産性を検証し、効率性 の高い作業システムの構築を図るとともに、宮城北部流域森林・林業活性化協議会、県・ 市町村、林業関係機関・団体等と連携して施業技術検討会を開催し、民有林における普及 ・定着に努める。

② 林業事業体の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な事業の発注に努めることにより、事業体の安定的な雇用の確保にも資することとする。併せて、国有林材の安定供給システム販売の推進、労働安全の確保、低コスト作業システムを推進するための現地検討会の実施などに取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

隣接する民有林との連携により双方の事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。具体的には、協定の締結を通じて、民有林と連携した施業の団地化、路網の整備と相互利用の推進、土場の共有化、計画的な間伐等の森林整備の実施、民有林材との協調出荷などに取り組む。

加美町小野田地区に設定している森林共同施業団地において、協定を更新する等、引き 続き路網の相互利用や集中的な間伐等を民有林・国有林一体となって推進する。

また、「松くい虫防除協議会」及び「ニホンジカ対策協議会」等の各種会議等での情報の発信・収集を行い地域における課題やニーズを踏まえた事業運営の推進に努める。

森林共同施業団地

| 箇所数 | 面積 | (ha) |
|-----|-------|-------|
| 固別級 | 国有林 | 民有林 |
| 1 | (協議中) | (協議中) |

④ 森林・林業技術者等の育成

森林・林業の再生に向け市町村行政の支援を行うため、国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有するフォレスター等を各種研修や業務を通じて育成し、市町村森林整備計画策定への支援を行うとともに、技術指導や研修に必要な国有林野の多種多様なフィールドの提供、意見交換会等を通じて民有林の人材育成を支援する。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

民有林経営への普及を念頭にした効果的な間伐や路網と高性能林業機械等を組み合わせ た低コストで効率的な森林施業等の技術開発を推進する。

その際、多様な森林のまとまりのあるフィールドを活用し、先駆的な技術や手法について国有林の管理経営や民有林における普及・定着に努める。

⑥ その他

ア 木材の安定供給

国有林材の安定供給システム販売を積極的に行うことなどにより木材の計画的・安定

的な供給を推進する。

イ 木質バイオマスエネルギーの活用

民有林と連携して、間伐等から生産される木質資源を木質バイオマスエネルギーとして活用する取組に貢献する。

ウ 安全・安心の取組

平成20年6月14日発生の岩手・宮城内陸地震により大きな被害を受けた箇所及び平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって被害を受けた海岸林の復旧状況を視察する見学会を開催し、治山事業の重要性など国有林野事業のPRを図っていく。

エ 下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等

岩手・宮城内陸地震災害復旧現場において、ボランティア団体等と協力し植樹活動を 行うほか、石巻市立大原小学校と連携しながら、植樹の技術指導や森林環境教育の推進 により森林の働き等の情報発信に務める。

また、「自生山天然スギ植物群落保護林」、「船形山自然観察教育林」等の多様な森林を活用した森林浴、森林教室等、森林とのふれあいの場の提供等の取り組みを通じ、住民等に対して森林の働き等の情報を分かりやすく提供する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

伐採、造林等の実施行為は、民間委託により進めており、今後も計画的・安定的な事業 の発注に努める。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、列状間伐の実施、収穫調査の簡素化等を積極的に行い、トータルコストの縮減に努める。

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の開設及び改良の事業総量は以下のとおりである。

① 伐採総量 (単位:m3)

| 区分 | 主 伐 | 間 伐 | 臨時伐採量 | 計 |
|----|----------|------------------------|---------|----------|
| 計 | 143, 140 | 578, 835 (8, 668ha) | 69, 025 | 791, 000 |

注1): ()は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を 見込むことが困難なものである。

② 更新総量 (単位: ha)

| 区 | 分 | 人 | エ | 造 | 林 | 天 | 然 | 更 | 新 | 計 | |
|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|----|---|-----|
| 計 | - | | | | 417 | | | | 57 | | 474 |

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 保育総量 (単位:ha)

| 区分 | 下 刈 | つる切・除伐 | 計 |
|----|--------|--------|--------|
| 計 | 1, 547 | 568 | 2, 115 |

④ 林道の開設及び改良の総量

| E V | | 開設 | 改良 | | |
|-----|-----|---------|-----|--------|--|
| 区 分 | 路線数 | 延長量(m) | 箇所数 | 延長量(m) | |
| 計 | 21 | 26, 800 | _ | _ | |

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの 普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施する。

また、治山・林道工事での間伐材の利用、民有林と連携した木質バイオマスエネルギーの活用等、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、コンクリートえん堤に使用する型枠に木製パネル式 残存型枠を利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工等についても木 製構造物を活用する等木材を積極的に利用する。また、林道工事においても、盛土箇所 に必要な土留工や柵工等に木製構造物を活用するなど木材を積極的に利用する。

また、地域住民等に対し、間伐材利用による地球温暖化防止へのわかりやすいPRに努める。

② 生物多様性の保全

国土面積の約2割、森林面積の約3割を占める国有林野は、奥地脊梁山脈から里山に至るまで多種多様な自然環境を包含し生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、「奥羽山脈緑の回廊」や「栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域」等の原生的な天然林や希少な野生動植物が生育・生息する森林について、引き続き、適切な保全・管理を行う。

なお、里山等のそれ以外の森林においても、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化等、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

日常の森林巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。また、保全管理に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努める。特に、路網の整備が進むにつれ、ゴミ及び一般産業廃棄物を不法投棄する事例が多数発生していることから、地域住民及び関係機関と連携したパトロールやクリーン活動等を実施し、不法投棄を未然に防止する。

併せて、巡視活動の展開により風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努める。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎となるものであることから、境界の巡視、境界標識類の確認、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。 また、巡視活動を通じ、境界の侵害を受けている箇所を発見した場合については、当事者と疎通を図り早期解決に努める。

特に、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理を行う。

(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病虫害の監視に努める。 松くい虫被害については、特に海岸地域での被害が深刻化していることから、伐倒駆 除等により被害のまん延防止に努めるとともに、被害対策の実施に当たっては、地方公 共団体及び地域ボランティア団体と連携を図り、民有林と国有林が一体となった効率的 な対策を行うよう努める。

さらに、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、奥羽山脈側に確認されて きていることから、引き続き巡視を徹底し早期発見・早期処理に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

保護林

当計画区は、「栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域」等の保護林を設定しており、モニタリング調査による継続的な観測・記録やグリーンサポートスタッフを活用した盗採防止活動等に努めるとともに、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ、学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生荒廃防止等の措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用ルール確立、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入りを可能とする 区域においては学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

| 種 | 類 | 箇所数 | 面 | 積(ha) |
|----------|----|-----|--------|-------|
| 森林生態系保護均 | 1 | | 3, 102 | |
| 森林生物遺伝資源 | _ | | _ | |
| 林木遺伝資源保存 | 字林 | 7 | | 73 |

| 植物群落保護林 特定動物生息地保護林 特定地理等保護林 郷土の森 | 4 1 — | 3, 216 84 — — |
|-------------------------------------------|-------------|------------------------|
| 総数 | 13 | 6,475 |

② 緑の回廊

奥羽山脈沿いに八甲田山周辺山域から蔵王周辺に至るまで、約2kmの幅で延長約400kmにわたって「奥羽山脈緑の回廊」を設定しており、このうち当計画区では約73kmを設定している。緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保等、希少な野生動植物の生育・生息環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施する。

| 名称 | 延 長 (km) | 面 積 (ha) |
|------|----------|----------|
| 奥羽山脈 | 73 | 10, 143 |
| 総数 | 73 | 10, 143 |

注)数値は、当計画区に係るもののみである。

(4) その他必要な事項

① 渓畔周辺の取扱い

渓畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

② 希少な野生動植物の保護

希少な野生動植物については、生息・生育地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努める。

特にイヌワシ、クマタカ等の猛禽類については、引き続き営巣情報の把握に努めると ともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の見解を聞き、繁殖時期等に配慮 し慎重に実施する。

③ 野生動物との共生及び被害対策

野生動物との共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮するとともに、被害対策については、県・市町村等からの情報を得ながら日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

また、ニホンジカの被害の多い牡鹿半島については、生息状況の把握に努め効果的な被害対策を講じていく。

④ その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の観点も踏まえつつ希少種の保護や移入種の侵入防止等に努めることとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区においては、利用可能なスギ等の人工林資源が充実しつつある状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、安定的・持続的供給に努める。特に、間伐材等のこれまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材のほか、バイオマスエネルギー原料としての利用や土木分野における利用範囲が拡大していることを踏まえ、需要者等と協定を締結し需要先へ直送する「システム販売」により、地域の林業・木材産業の活性化に資する国有林材の安定供給を推進する。

なお、木材価格の急変時には、地域や関係者の意見の迅速かつ的確な把握に取り組み、 全国的なネットワークを持つ国有林野事業の特性を活かした需給調整機能の発揮に努め る。

(2) その他必要な事項

① 木材利用の推進

公共関連工事や施設での木材の利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、 庁舎等の施設の新改築をする場合は、率先して木材の利用に努める。

また、地方公共団体等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとと もに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の促進に寄与する。

② きのこ原木等の安定供給に向けた取組

東日本大震災による原子力発電所事故で放出された放射性物質の影響により、安全なきのこ原木等が不足している状況の中、国有林への供給依頼が高まることを見据え、安全なきのこ原木の供給が可能な林分の把握及び供給可能者と供給希望者のマッチング支援を担うコーディネーターへの情報提供に努めるほか、菌床栽培用のおが粉原木の供給についても努めることとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住

民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流 の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよ う努める。

レクリエーションの森

| 種類 | 箇所数 | 面 積 (ha) |
|----------|-----|----------|
| 自然休養林 | 1 | 905 |
| 自然観察教育林 | 2 | 893 |
| 風景林 | _ | _ |
| 森林スポーツ林 | _ | _ |
| 野外スポーツ地域 | 2 | 559 |
| 風致探勝林 | _ | _ |
| 総数 | 5 | 2, 357 |

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ取り組む。

また、地方公共団体等との情報交換を密にし、公用・公共用・公益事業のための活用 に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、林野・土地売 払い情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供に努める。

5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針

該当なし

- 6 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項
 - (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、当該民有林野における土砂流出等の発生が国有林野の有する国土保全等の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす可能性がある。

このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、公益的機能維持増進協定制度を活用し、民有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備

及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森 林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一 体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林としてボランティア団体等が行う森林づくりの活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努める。

また、国有林野を活用し体験活動等を実施する「遊々の森」として、「船形山のブナを守る会」「国立花山少年自然の家」「古川中央ライオンズクラブ」「森のなかま」とそれぞれ協定を締結していることから、引き続きフィールド及び情報を提供する。

その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や協定の締結等、多様な取組に努める。

社会貢献の森

| 名 称 (市町村) | 面 積 (ha) | 位 置 (林小班) |
|-------------------|----------|--------------|
| 石巻市鹿妻山ホーマッ クの森 | 0.58 | 鹿妻山国有林(541ち) |

遊々の森

| 名 称 (市町村) | 面 積 (ha) | 位 置 (林小班) |
|-----------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 船形山のブナを守る会 遊々の森 (大和町) | 88. 14 | 大船形山外1国有林 (256と1·2、258い2~5、に3·4·6·7 ·10·11、~2、260に4·5、る3·4、や 1) |
| リック森の学校 (栗原市) | 14. 25 | 深山嶽外1国有林 (28り、29い1・2・10、ろ、と、イ、 31い1・6、ろ3~8、り、ぬ2~4、か 2、れ、つ2、イ、ロ) |
| 遊悠の森 (大﨑市) | 5. 85 | |
| 森のなかま遊々の森 (大和町) | 20. 52 | |

(2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、 地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球 環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。

当計画区においてはこれまでもNTTドコモによる「NTTドコモ大和松倉の森」の分収育林

を設定し、多様な主体と連携した取組を進めており、引き続き業種の枠にとらわれない 社会貢献活動の一環として森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、 分収林事業(「法人の森」)を積極的に推進する。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者など、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進する。

具体的には、「遊々の森」や学校分収造林を活用した、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発を実施するとともに、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進する。

その際、指導者の派遣や紹介等を行うとともに、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報の提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等波及効果が期待される取組にも努める。

② 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、海岸防災林の復旧も含めた森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

③ 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域の 林業振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署等の情報の提供に努める。

さらに、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行う。

④ 双方向の情報受発信

一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により、森林管理署等の取組等について国民の意見を聴くなど、国民と国有林野事業との双方向の情報・意見の交換を図り、国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

当計画区内の国有林野を、高性能林業機械の研修・実証試験用、大学や試験研究機関等の学術研究用のフィールドとして提供するとともに施業指標林等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携の強化を図り、林業技術の開発・普及に努める。

(2) 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

① 計画的な事業発注

地球温暖化防止対策としての森林整備事業を計画的に発注し、民間委託することを通じて地域産業の振興に努める。

② 蜂蜜採取への配慮

伐採計画区域内のトチノキ、シナノキ等蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、積極的な保残に努める。

③ きのこ原木の供給

ナメコ等の原木の供給に対しては、適材の資源量や地元からの要望等を勘案の上、必要量の供給に努める。

④ マツタケ採取地の取扱

気仙沼地区においては、以前からマツタケの採取が行われており、地域住民の貴重な収入源となっている。アカマツ林の施業に当たっては地域住民の要望を踏まえ、マツタケの保護・増殖にも配慮する。

(3) その他必要な事項

平成23年3月11日発生の東日本大震災により甚大な被害を受けた管内の海岸防災林については、地元市町村やその他関係機関と連携を図りながら早期復旧に努めることとする。

また、平成20年の岩手・宮城内陸地震被災箇所についても、引き続き、早期復旧に努めることとする。

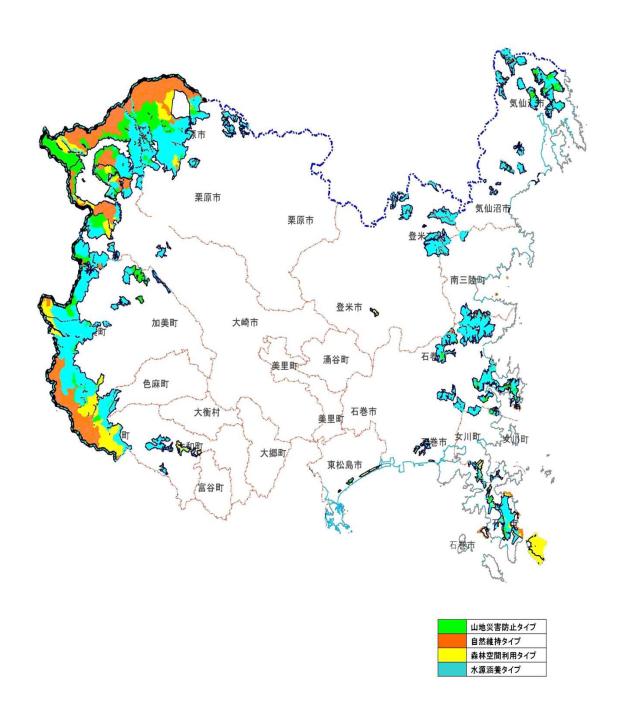


図-2 国有林の機能類型別森林分布図

別表1

| 700 27 . | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 市町村 | 林班名 |
| 栗原市 | 2~5, 7, 10, 13, 16, 24, 26, 31~34, 53~56, 58 |
| 大崎市 | 101~105, 107, 109, 110, 127, 131, 133, 137~140, 145, 146, 151, 154~156 |
| | 159, 161, 162 — |
| 加美町 | 201, 202, 206, 207, 209, 210, 249, 277, 279, 280~282 |
| 大和町 | 272 |
| 気仙沼市 | 305, 306, 312, 314, 316, 318, 320, 324, 326, 329~331 |
| 南三陸町 | 362, 365, 373 |
| 石巻市 | 515~517, 519, 525, 530, 543, 553, 554, 558, 560, 562~564, 566, 567, 569 |
| | 575~578, 580~583, 586~593, 595, 596, 649 |
| 登米市 | 637, 641, 645, 647 |

別表2

| 市町村 | 林班名 |
|------|-----|
| 東松島市 | 548 |

別表3

| 711 27 - | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|--|
| 市町村 | 林班名 | |
| 栗原市 | 4, 5, 8~12, 20~22, 24, 31, 33, 38~40, 42~46, 58~60 | |
| 大崎市 | 101, 102, 107~110, 112, 113, 119, 120, 122~126, 128~130, 134~137 | |
| | 139~146, 148, 152~154, 159 | |
| 加美町 | 214, 220~222, 226, 229, 230, 232~234, 236, 239, 240, 245, 246, 248, 250 | |
| 色麻町 | 255, 257 | |
| 大和町 | 258, 260, 261, 264, 265, 268, 269 | |
| 南三陸町 | 360~362, 366, 371 | |
| 石巻市 | 510~512, 522, 524, 532, 565, 591 | |
| 登米市 | 635, 652 | |

<u>別表4</u>

| 市町村 | 林班名 |
|-----|------------------------------------|
| 栗原市 | 11, 12, 15, 19, 20, 43, 46, 59, 60 |
| 大崎市 | 161 |

別表5

| 市町村 | 林班名 |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 栗原市 | 10, 15, 19, 31, 38, 39 |
| 大崎市 | 103~105, 131~134, 140~143, 146~149, 151 |
| 加美町 | 214, 220~222, 226, 245~252 |
| 色麻町 | 255, 257 |
| 大和町 | 258, 260~266, 268, 269, 273, 274 |
| 気仙沼市 | 331, 346, 353 |
| 南三陸町 | 373, 375 |
| 石巻市 | 510~512, 518~522, 524, 528~531, 541~544, 557, 565, 570, 571, 574 |
| 女川町 | 536, 537 |
| 東松島市 | 546, 549 |
| 登米市 | 650 |

別表6

| - 1 | | |
|-----|-----|-------------------|
| | 市町村 | 林班名 |
| | 大崎市 | 131, 142, 149 |
| | 石巻市 | 502~509, 528, 543 |